

令和3年5月19日

会 員 各 位

## 三重県理学療法士会主催事業における開催基準

一般社団法人三重県理学療法士会  
会 長 南 出 光 章

当会が主催する事業について、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、令和4年3月31日までは以下の開催基準を適用する。なお令和4年4月1日以降の取扱いについては、国や県の方針をふまえ改めて提示する。

1. 三重県に新型コロナウイルス感染症に関する宣言が発出されている場合  
(三重県独自「緊急警戒宣言」、まん延防止等重点措置、緊急事態宣言等)  
全ての事業をリモート開催とする。

2. 感染拡大が概ね抑制できている状態  
(三重県に新型コロナウイルス感染症に関する宣言が発出されていない場合)

①対面集合事業(演習を含む)

- ・リモート開催を推奨する。
- ・適切な感染予防策を講じたうえで、100人以下、もしくは収容定員の半分以上とする。
- ・参加者は三重県士会員のみとし、会長の許可がある場合は、地域により近隣県からの参加も可とする。

②対面技術(実技)系事業(通常は身体接触を伴うもの)

- ・適切な感染予防策を講じたうえで、30人以下、もしくは収容定員の半分以上とする。
- ・リモート開催を妨げるものではない。様々なツールを活用し、参加者および講師の接触機会の減少を推奨する。

③屋外事業

人と人との距離を十分確保できる間隔(2m)をとれる人数を上限とする。

3. 感染防止対策

事業を実施するにあたり、「新型コロナウイルス感染症に関する三重県指針」、公益社団法人日本理学療法士協会「生涯学習課作成ガイドライン」を順守し、必要な感染防止策を講じる。